

高知県立高等学校の分校並びに課程、学科及び科の設置 に関する規則の一部を改正する規則

高知県立高等学校の分校並びに課程、学科及び科の設置に関する規則（昭和48年高知県教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

本則の表高知県立安芸桜ヶ丘高等学校の項中「環境エネルギー科 環境建設科」を「環境建設科」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正前の高知県立高等学校の分校並びに課程、学科及び科の設置に関する規則の規定により設置された高知県立安芸桜ヶ丘高等学校の全日制の課程の環境エネルギー科（以下この項において「環境エネルギー科」という。）は、この規則による改正後の高知県立高等学校の分校並びに課程、学科及び科の設置に関する規則の規定にかかわらず、平成30年3月31日に環境エネルギー科に在学する者が環境エネルギー科に在学しなくなるまでの間、なお存続するものとする。